

添付法令資料 5 :

教育分野における外国の協力及び投資に関して定めるベトナム政府の議定 (目次)
2018 年 6 月 6 日付第 86/2018/ND-CP 号議定 / 18.08.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 外国との教育及び養成の提携
 - 第 1 目 教育提携 (第 6 条ないし第 14 条)
 - 第 2 目 大学、修士及び博士レベルの養成提携並びに外国の外国語能力証書発給試験の組織化 (第 15 条ないし第 27 条)
- 第 3 章 外国投資資金を有する教育施設
 - 第 1 目 外国投資資金を有する教育施設の類型、活動期限、設立認可の手順、権利及び義務 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 2 目 投資登記証明書発給のための教育に関する条件の査定に係る職権及び手続 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 3 目 外国投資資金を有する教育施設の設立認可条件 (第 35 条)
 - 第 4 目 外国投資資金を有する教育施設の教育の質の保証 (第 36 条ないし第 39 条)
 - 第 5 目 外国投資資金を有する教育施設の設立認可の職権、書類及び手続 (第 40 条ないし第 42 条)
 - 第 6 目 ベトナムにおける外国投資資金を有する大学教育施設の分校設立認可の書類、手続及び職権 (第 43 条及び第 44 条)
 - 第 7 目 教育活動認可の条件、書類、職権及び手続 (第 45 条ないし第 49 条)
 - 第 8 目 外国投資資金を有する教育施設の活動停止、解体及び活動終了 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 4 章 外国教育代表事務所 (第 52 条ないし第 61 条)
- 第 5 章 実施の組織化 (第 62 条ないし第 65 条)
- 第 6 章 施行条項 (第 66 条及び第 67 条)